

第七十五号議案

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例  
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例  
(法第六条第四項の条例で定める重要な財産)

第一条 地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第六条第四項の重要な財産であつて条例で定めるものは、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、当該申請の日における額）が五十万円以上のもの（当該財産の性質上法第四十二条の二の規定により処分することが適当でないものを除く。）その他知事が定める財産とする。

(法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産)

第二条 法人に係る法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売却以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、適正な見積価格）が二億円以上の不動産（土地については、一件二万平方メートル以上のものに限る。）又は動産とする。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

(提案理由)

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第四項及び第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める

第七十 五号議案

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例

必要がある。